



消防消第205号  
平成26年10月31日

各都道府県知事  
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長



### 消防力の整備指針及び消防水利の基準の一部改正について

消防力の整備指針の一部を改正する件（平成26年消防庁告示第28号）及び消防水利の基準の一部を改正する件（平成26年消防庁告示第29号）をもって、本日、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）の一部が改正されました。

改正の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりですので、この旨御承知の上、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

#### 記

#### 第1 改正の趣旨

市町村は、これまで、消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づいて人員・施設・消防水利の整備に努めており、市町村の消防力の充実強化に大きな役割を果たしてきたところである。

さらに、各種災害に的確に対応できるよう警防戦術及び資機材の高度化等の警防体制の充実強化を図るとともに、建築物の大規模化・複雑化等に伴う予防業務の高度化・専門化に対応するための予防体制の充実強化、高齢社会の進展等に伴う救急出動の増加、救急業務の高度化に対応するための救急体制の充実強化、複雑・多様化する災害における人命救助を的確に実施するための救助体制の充実強化、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施体制の充実強化等を、職員の安全管理を徹底しつつ推進していく必要がある。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害を受け、消防においても職員、車両、庁舎等が被災するなど消防活動に多大な影響が生じたことから、地震や風水害等の大規模な自然災害等への備えを強化するため、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実を図ることが求められている。

こうした事情を踏まえて、多様化する災害から住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするための消防力の充実強化を着実に図っていく必要性から、消防庁では、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」を改正したものである。

今回の改正により、各市町村においては、保有する消防力を改めて総点検し、改正

後の「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づいて計画的に整備することが要請されるものである。

## 第2 消防力の整備指針の改正内容及び留意事項

### 1 化学消防車

化学消防車の配置基準は、第4類危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所の施設ごとの施設数に、当該施設ごとに定めた補正係数を乗じて得た数の合計数に応じた台数としたこと。(第8条第1項第1号関係)

これは、火災及び流出事故件数が施設ごとに差異があり、全体として増加傾向にある状況を踏まえ、直近5年間における施設ごとの火災及び流出事故発生割合から算出した補正係数を乗じることで、必要な地域に適正な台数の化学消防車が配置されるよう改正したものである。

### 2 大型化学消防車等

市町村が大型化学高所放水車を配置した場合、大型化学消防車、大型高所放水車を各1台配置したものとみなすこととしたこと。(第9条第3項関係)

石油コンビナート等災害防止法施行令第6条第2項の規定では、特定事業者が大型化学高所放水車を配置した場合には、人員・管理等において効率化が図れることから大型化学消防車、大型高所放水車を各1台配置したものとみなすことされている。

消防力の整備指針においても、同様の理由から、市町村が大型化学高所放水車を配置した場合、大型化学消防車、大型高所放水車を各1台配置したものとみなすこととしたものである。

### 3 救急自動車

救急自動車の配置基準について、人口に基づく配置基準を見直し、人口10万以下の市町村にあってはおおむね人口2万ごとに1台、人口10万を超える市町村にあっては5台に人口10万を超える人口についておおむね5万ごとに1台を加算した台数を基準とするとともに、勘案要素として「高齢化の状況」を明記したこと。(第13条第1項関係)

これは、救急自動車の現状の整備数や救急出動件数の将来推計等を踏まえて、救急自動車を増強配備しようとするものである。

また、高齢化が進むほど救急出動ニーズが高まることが想定されることから「1世帯当たりの人口」に替えて、「高齢化の状況」を勘案することとしたものである。

### 4 非常用消防用自動車等

非常用消防用自動車等の配置基準については、新たに配置基準を設けることとしたこと。非常用消防ポンプ自動車については、管轄人口30万以下の消防本部については稼働中の消防ポンプ自動車8台に1台、管轄人口30万を超える消防本部については稼働中の消防ポンプ自動車4台に1台を基準として、地域の実情に応じて配置することとしたこと。(第17条第1項関係)

また、非常用救急自動車については、管轄人口30万以下の消防本部について

は稼働中の救急自動車6台に1台とし、管轄人口30万人を超える消防本部については稼働中の救急自動車4台に1台を基準として、地域の実情に応じて配置することとしたこと。(第17条第2項関係)

東日本大震災においては、消防車両も被災し、出動可能な消防車両の確保に困難を極めたが、非常用車両が有効に機能した消防本部もあった。

大規模災害発生時に、消防本部の総力をもって災害対応するためには、非常召集した職員が使用する消防車両を整備しておくことが求められるところであり、非常用消防車両の配置基準を設けて、管轄人口規模ごとに一定の配置の目安を示したものである。

## 5 消防本部及び署所の耐震化等

消防本部及び署所は地震災害及び風水害時等において、災害応急対策拠点としての機能を発揮するため、十分な耐震性に加えて、浸水に耐え得るよう整備する旨を明記したこと。(第23条第1項関係)

また、大規模な地震及び風水害の発生により消防庁舎の災害応急対策拠点としての機能の維持が困難となった場合に備え、他の署所、公共施設等を活用して当該機能を確保する計画をあらかじめ策定しておくことを明記したこと。(第23条第3項関係)

東日本大震災においては、地震による揺れや津波による浸水で消防庁舎に大きな被害が発生し、その機能の維持が困難となった消防本部や署所については、被害の少なかった署所や公共施設へ機能移転して対応した例があった。

このことを踏まえ、消防本部及び署所の庁舎は、災害応急対策拠点の機能を確保するため、まずは、十分な耐震性を確保することに加え、浸水被害を考慮した対策を講じることが必要である。さらに、万一、大規模災害発生時において消防庁舎の機能維持が困難となった場合に備え、他の署所、公共施設等を活用した災害応急対策の拠点機能を維持するための計画を定めておく必要があるとしたものである。

## 6 救急隊の隊員

救急隊の隊員の配置基準について、救急業務の対象となる事案が特に多い地域においては、地域の実情に応じて救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の代替要員を確保することとしたこと。(第28条第2項関係)

近年の救急需要の増大に伴い、地域によっては救急隊1隊あたりの出動件数が増加するなど、救急隊員を取り巻く環境は厳しくなっていることを踏まえ、救急事案が特に多い地域においては、様々な事態を想定し、救急自動車に搭乗する隊員の代替要員を地域の実情に応じて確保することを明記したものである。

## 7 通信員

通信員の配置数について、管轄人口30万を超える部分については、これまでのおおむね人口10万ごとに5人から、おおむね人口10万ごとに3人とするとともに、通信指令体制及び緊急通報の受信件数等を勘案して総数を増減させることができることとしたこと。(第31条第2項関係)

また、同時に指令管制業務に従事する職員の数は2人以上を原則とした上で、緊急の場合その他やむを得ない場合に限り、当該通信員を一時的に減ずることが

できることとしたこと。(第31条第3項関係)

通信施設の機能等の向上により、管轄人口規模が大きい消防本部ほど、基準数よりも少ない人員で運用可能となっていることから、管轄人口30万を超える部分の算出基準について見直したものである。

なお、これまでの指針では、通信員を減ずることができる旨のみ規定されていたが、今回の改正で通信指令体制、119番通報の受信件数等、地域の実情によつては、通信員を人口に基づく基準数以上に配置することが必要な地域もあると考えられることから、勘案によって総数を増減させることができるものとしたものである。

また、災害出動などの緊急の場合については、通信員を一時的に減ずることができることとしたものである。

## 8 消防本部及び署所の予防要員

消防本部及び署所における予防要員の数について、算定基準に用いる防火対象物ごとの係数を見直すとともに、特定防火対象物に係る係数を割増しすることで、予防要員を増員することとしたこと。(第32条第1項関係)

これは、防火対象物や一戸建ての住宅の数に応じて予防要員の数を算定するに当たって、特に人命危険の高い対象物に対する違反是正を徹底する必要があること、さらには、違反対象物に係る公表制度や防火対象物に係る表示制度の導入等を受け、特定防火対象物を中心に、立入検査や違反処理に係る執行体制の充実強化を図るためである。

具体的には、消防本部及び署所における特定防火対象物に係る予防業務の執行体制を強化するために、立入検査業務を行う人員、違反処理業務を行う人員をそれぞれ増員し、標準団体(人口10万人)における予防要員を全体で15人から17人に2人増員しようとするものである。

## 9 兼務の基準

予防要員については、特定防火対象物以外の防火対象物数を基に算定した要員の数の2分の1と一戸建ての住宅の数を基に算定した要員の数の合算数を超えない範囲で、予防業務の執行に支障のない範囲に限り、必要な数の警防要員をもつて充てることとしたこと。

ただし、警防要員をもつて充てることとした場合であっても、専従の予防要員の数は少なくとも2名は確保しなければならないこと。(第33条第3項関係)

また、一戸建て住宅若しくは共同住宅への防火指導又は共同住宅への立入検査に警防要員を充てる場合については、それぞれの事務に関し予防技術資格者等業務の執行に必要な知識及び技術を有する者をもつて充てなければならないとしたこと。(第33条第4項関係)

予防業務は、その重要性、高度な専門性に鑑み専従職員を充てることが適當と考えられる一方で、業務の執行に必要な知識等を有すると認められる警防要員が、予防要員を兼務することも有効な人材活用方策と考えられる。このことから、兼務できる予防業務の範囲については、これまでの「一戸建て住宅に対する防火指導業務」に、「共同住宅に対する防火指導業務」と「共同住宅への立入検査業務」を加えることとし、兼務する警防要員については、業務の執行に必要な知識等を有することを要件としたものである。

## 1 0 消防本部及び署所の消防職員の総数

消防本部及び署所における消防職員の総数を算定するに当たっては、消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員の数について、一の消防隊が複数の消防自動車に搭乗する場合の運用（以下「乗換運用」という。）について、市町村があらかじめ定めている場合は、当該複数のものそれぞれを常時運用する際に必要となる消防隊の隊員数のうち最大のものとするとしたこと。（第34条第1項第1号）

また、消防本部及び署所の「庶務の処理等に必要な人員の数」を、「総務事務等の執行のために必要な消防職員の数」と改め、その中に消防の相互応援に関する業務が含まれることを明記したこと。（第34条第1項第4号関係）

近年、特に管轄人口規模が大きい消防本部において、消防の応援に関する業務が増大していることを踏まえ、消防の応援・受援計画の策定、消防庁からの無償使用車両の維持管理等を消防の応援に関する業務として明確にしたものである。

なお、乗換運用の範囲等については、消防庁長官が消防本部の規模及び消防用自動車等の保有状況等を勘案し、別途、一定の目安を示す予定である。

## 1 1 消防団の設置

「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」が施行されたことを踏まえ、消防団は、大規模災害時はもとより、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在であることを明記したこと。

また、特段の事情がある場合は、一市町村に二団以上置くことができる事を明確にしたこと。（第35条関係）

## 1 2 消防団の業務及び人員の総数

消防団の業務として、災害時における避難誘導、自主防災組織を含む地域住民への指導について明記するとともに、人員の総数は業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じ必要な数としたこと。（第36条関係）

避難誘導、地域住民への指導は、住民の安全確保のために消防団の重要な役割であることから、消防団の行う業務として明確に位置づけたものである。

また、消防団をめぐる地域における実情が多様であり、これまでのように動力消防ポンプの種類や小学校区内の可住地面積による画一的な基準を基に算定することは困難であることから、消防団員の総数については、地域の実情に応じ業務を円滑に遂行するために必要な数としたものである。

## 1 3 その他所要の整備

- ① 署所の数に関すること及び動力消防ポンプの数に関することについて所要の整理を行うこととしたこと。（第4条、第5条関係）
- ② 消防本部及び署所に、地域の実情に応じて必要と認められる数の「救助のための要員」を配置する旨の規定を削除したこと。（第29条第3項関係）
- ③ その他所要の整備を図ることとしたこと。

## 1 4 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。

### 第3 消防水利の基準の改正内容及び留意事項

#### 1 目的

「市町村の消防に必要な最少限度の水利について定めるもの」という表現を改め、「市町村の消防に必要な水利について定めるもの」としたこと。(第1条関係)

「消防水利の基準」について、「消防力の整備指針」と同様、最少限度の基準から市町村の整備目標へと位置付けることとしたこと。

#### 2 消防水利の配置

大規模な地震が発生した場合の火災を想定して、耐震性を有する消防水利を地域の実情に応じて計画的に配置することを明記したこと。(第4条第4項関係)

東日本大震災の被害が大きかった地域では、水道の断水により消火栓が使用不能となり、離れた水利からの遠距離送水を余儀なくされるなど、消火活動に時間を要したことを踏まえ、市町村は大規模な地震等が発生した場合の火災を想定して、水利不足が懸念される市街地などでも効果的な消火活動が行えるよう、耐震性を有した消防水利を計画的に配置していくことを求めるところである。

#### 3 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。